

情報係の活動は10年目に入りました。情報係の役割は“地域に根ざした教室作りを目指した取り組み”に役立つと思われる情報の提供です。今号では、今年度の文部科学省予算案の一部を紹介します。また、放課後等デイサービスガイドラインについて紹介します。

文部科学省の平成27(2015)年度予算案から

教職員指導体制の充実～授業革新やチーム学校などの推進～

- 授業革新等による教育の質の向上 200人
 - ・課題解決型授業（アクティブラーニング）の推進 100人
 - ・小学校における専科指導の充実等 100人
- チーム学校の推進 230人
 - ・学校マネジメント体制の強化（主幹教諭、事務職員の拡充） 100人
 - ・専門人材の配置充実（学校司書、ICT専門職員等） 100人
 - ・養護教諭・栄養教諭等の配置充実 30人
- 個別の教育課題への対応 250人
 - ・家庭環境や地域間格差など教育格差の解消 100人
 - ・特別支援教育の充実（通級指導対応加配など） 100人
 - ・いじめ等の問題行動への対応 50人

インクルーシブ教育システム構築事業

- 【新規】学校における交流および共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進（略）障害のある子供と障害のない子供と一緒に障害者スポーツを行ったり、障害者アスリート等の体験談を聞いたりするなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。 25箇所
- 早期からの教育相談・支援体制構築事業 40箇所・早期支援コーディネーター約120人
- インクルーシブ教育システム構築モデル事業（モデルスクール・モデル地域） 35箇所・合理的配慮協力員約70人
- 特別支援学校機能強化モデル事業 25箇所
- 医療的ケアのための看護師の配置 約330人

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

- 【新規】発達障害の可能性のある児童生徒等の系統性のある支援研究事業（略）教育委員会等が主体となり、新たに各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎのために必要な発達障害の可能性のある児童生徒に対する継続支援研究を行うことで特別支援教育の充実等を図る。 15箇所・学校間連携コーディネーター約45人
- 発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業 45箇所・発達障害支援アドバイザー約80人

特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

- 【拡充】指導者養成講習会・自立教科等担当教員講習会の実施 27箇所
- 【新規】特別支援学校教諭免許状取得促進セミナーの開催 6箇所
- 【新規】ICTを活用した教員の専門性向上充実事業

放課後等デイサービスガイドラインの策定

「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」は、昨年10月6日から「放課後等デイサービス」に係るガイドラインの検討を進めてきました。2月26日に第4回会合が開催されて最終的な取りまとめが行われ、3月13日から3月22日までパブリックコメントの募集が行われました。平成26年度中にガイドラインが出されることになっています。

今後、検討会では放課後等デイサービスのガイドラインの議論を踏まえて、次の児童発達支援等
その他サービスの議論に入っていくとされています。

3月6日に開催された「障害保健福祉関係主管課長会議資料」などをもとに「放課後等デイサービスガイドライン」の概要を紹介します。

放課後等デイサービスガイドラインの主な内容

総 則◆ガイドラインの主旨

◆放課後等デイサービスの基本的役割

- 放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子供の状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。
- 放課後等デイサービスは、保護者が障害のある子どもを育てることを社会的に支援する側面もあるが、より具体的には、
 - ①子育ての悩み等に対する相談を行うこと
 - ②家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること
 - ③保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うことにより、保護者の支援を図るものであり、これらの支援によって保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすものと期待される。

◆放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

- 子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画（＝個別支援計画）に沿って発達支援を行う。
- 基本姿勢を踏まえ、子ども一人ひとりの放課後等デイサービス計画に沿って、下記の基本活動を複数組み合わせることで支援を行うことが求められる。

ア 自立支援と日常生活の充実のための活動 イ 創作活動 ウ 地域交流の機会の提供
エ 余暇の提供

◆事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

設置者・管理者向けガイドライン

児童発達支援管理責任者向けガイドライン

従業者向けガイドライン

※左記のガイドラインの項目は下記の通りで

各ガイドラインで共通

- ◆子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
- ◆子どもと保護者等に対する説明責任等
- ◆緊急時の対応と法令遵守等

※事業所において自己評価の実施が図られるよう、事業所におけるチェックリストとなるような「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、保護者へのアンケート調査などを想定した、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」の二つの評価表のひな型が添付されています。

今号では、国立特別支援教育総合研究所が発行した「D-333 『ことばの教室』 ことはじめ」を紹介いたします。また、障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会が取りまとめた、放課後等デイサービスに係るガイドラインを紹介いたします。

「D-333 『ことばの教室』 ことはじめ」が発行される

上記の資料が今年3月に発行され、国立特別支援教育総合研究所のホームページに5月14日に掲載されました。執筆者は、道言協の研究大会や研修会でコーディネーター・講師をお引き受けいただいている皆様です。特総研の小林倫代先生、牧野泰美先生、久保山茂樹先生と、第6章は文科省特別支援教育課の大西孝志先生です。

<http://www.nise.go.jp/cms/7,10478,32,142.html>

冊子の「本書を読むにあたって」には次のように書かれています。

本書は、言語障害通級指導教室（「ことばの教室」と記す）を初めて担当する先生方を対象に作成しました。先生方が抱えている疑問に対して、Q & A方式で、できるだけ平易に、ポイントを絞って、回答を作成しました。本書は、本研究所の研究成果報告書等をもととして作成していますので、より詳細な内容が知りたい場合には、引用・紹介してる文献を参照してください。（略）

以下に目次の全文を引用します。

第1章 言語障害があるAさん

1. Aさんと出会うまで
2. Aさんとの出会い
3. 「ことばの教室」での検討
4. 指導の開始
5. 在籍学級との連携
6. 指導方針の見直し
7. 指導の終了

第2章 「ことばの教室」に通う子どもの理解

- Q1 言語障害の特徴について教えてください
- Q2 ことばの教室が対象としている主な言語障害について教えてください
- Q3 ことばの教室担当として、子どもを見るときに必要な視点、子ども理解をする上での留意点について教えてください
- Q4 ことばの教室に通級することとなる子どもに関する情報収集を行うにあたり、子どもと関わりながら得ておくべき情報には何がありますか？

- Q5 ことばの教室に通級することとなる子どもに関する情報収集を行うにあたり、保護者や在籍学級、関係機関等から得ておくべき情報には何がありますか？
- Q6 構音障害とは何か教えてください
- Q7 構音障害のある子どもの実態把握について教えてください
- Q8 吃音とは何か教えてください
- Q9 吃音のある子どもの実態把握について教えてください
- Q10 言語の基礎的事項の発達の遅れとは何か教えてください
- Q11 言語の基礎的事項の発達の遅れのある子どもの実態把握について教えてください
- Q12 ことばの教室でよく利用されている検査について教えてください

- | | |
|---|---|
| <p>第3章 「ことばの教室」における指導内容・方法</p> <p>Q1 ことばの教室における自立活動の指導について教えてください</p> <p>Q2 ことばの教室における各教科の補充指導について教えてください</p> <p>Q3 個別の教育支援計画や個別の指導計画について教えてください</p> <p>Q4 指導形態について教えてください</p> <p>Q5 構音指導の基本について教えてください</p> <p>Q6 吃音に関する指導の基本について教えてください</p> <p>Q7 ことばの遅れに関する指導の基本について教えてください</p> <p>Q8 指導内容を検討するときに留意すべきことについて教えてください</p> <p>Q9 子どもの自己認識や障害認識を育てるにはどのようにしたらよいか教えてください</p> <p>Q10 指導終了はどのように判断したらよいか教えてください</p> | <p>Q5 地域に向けた啓発活動や関係機関と連携をとる糸口について教えてください</p> <p>Q6 聞こえのことが心配です。どこと連携をとったら良いか教えてください</p> <p>Q7 幼児のことばの相談がありました。どこで指導を行うのか教えてください</p> |
| <p>第4章 「ことばの教室」が行う連携</p> <p>Q1 ことばの教室の設置校との連携について教えてください</p> <p>Q2 指導している子どもの在籍学級の担任との連絡方法を教えてください</p> <p>Q3 指導をすすめていくに当たり、保護者との連携について教えてください</p> <p>Q4 障害理解啓発授業の内容について教えてください</p> | <p>第5章 「ことばの教室」の経営</p> <p>Q1 ことばの教室の教育課程の編成について教えてください</p> <p>Q2 通級による指導を受けている児童生徒の指導要録の記載について教えてください</p> <p>Q3 ことばの教室の業務・運営にあたって必要な所掌（分掌）について教えてください</p> <p>Q4 親の会の活動では、どのような活動をしているか教えてください。また、教員はどの程度関与しているか、教えてください</p> <p>Q5 担当者の専門性を維持・確保するために研修を受けたいのですが、どのような研修があるか、教えてください</p> <p>Q6 ことばの教室が行っている活動の全国的な状況を教えてください</p> |
| | <p>第6章 インクルーシブ教育システム構築における「ことばの教室」の役割</p> <p style="text-align: right;">文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課 大西孝志</p> |

放課後等デイサービスガイドラインが公表される

「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」が、昨年10月6日から「放課後等デイサービス」に係るガイドラインの検討を進めてきました。パブリックコメントの募集を経て、4月1日にガイドラインが公表されました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000082831.html>

上記の厚労省のホームページには、「放課後等デイサービスガイドライン（本文）」と「放課後等デイサービスガイドライン（自己評価表）」が掲載されています。

今後、検討会では放課後等デイサービスのガイドラインの議論を踏まえて、次の児童発達支援等その他サービスの議論に入っていくとされています。

今号では、今年8月に公表された、文科省の来年度予算概算要求の教職員定数に関する内容と特別支援教育に関する内容から一部を紹介いたします。詳細は下記のアドレスからご覧ください。

文部科学省の平成28(2016)年度予算 概算要求から

http://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/h28/1361286.htm

社会や子供の変化に対応する新たな学校教育の実現（義務教育費国庫負担金）

教職員定数の改善増	+ 6 5 億円	(+ 3, 0 4 0 人)
教職員定数の自然減	▲ 6 7 億円	(▲ 3, 1 0 0 人)
教職員の若返りによる給与減	▲ 1 1 9 億円	
差引	▲ 1 2 1 億円	(▲ 6 0 人)
○創造性を育む学校教育の推進	1, 4 4 0 人	
・アクティブラーニングの充実に向けた教育環境整備	1, 0 9 0 人	
主体的な思考力・表現力等を育成する双方向・対話型・少人数による指導の充実等		
・小学校における専科指導の充実等	3 5 0 人	
小学校英語教育等に関する地域リーダー的役割を担う専科指導教員、小中一貫校における専科指導の充実		
○学校現場が抱える課題への対応	9 4 0 人	
・特別支援教育の充実（通級指導対応加配など）	3 0 0 人	
・いじめ・不登校等への対応	1 9 0 人	
・家庭環境などによる教育格差の解消	1 5 0 人	
・外国人児童生徒等への日本語指導	5 0 人	
・統合校・小規模校への支援	2 5 0 人	
○チーム学校の推進による学校の組織的な教育力の充実	6 6 0 人	
・学校マネジメント機能の強化（副校長、主幹教諭、事務職員の拡充）	4 1 0 人	
・養護教諭・栄養教諭等の充実（大規模校等における配置の充実）	1 5 0 人	
・専門スタッフの配置促進（学校司書、ICT専門職員等の配置の充実）	1 0 0 人	

【新規】インクルーシブ教育システムの推進

○インクルーシブ教育システム推進事業費補助

インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、都道府県等が①特別支援教育専門家等（早期支援コーディネーター、合理的配慮協力員、外部専門家、看護師）の配置及び②連絡協議会及び研修による特別支援教育の体制整備をする場合に要する経費の一部を補助する。 [補助率1/3]

・早期支援コーディネーター	約 1 4 0 人
・合理的配慮協力員	約 3 5 0 人
・外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）	約 4 3 0 人
・看護師	約 1, 4 6 0 人
・体制整備補助	約 3 5 0 地域

○インクルーシブ教育システム推進センターの設置

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に「インクルーシブ教育システム推進センター（仮称）」を設置し、インクルーシブ教育システム関連研究（地域実践研究事業）、インクルーシブ教育システムデータベースの充実・情報発信、国際情報集積発信事業を統合的に行う。

【拡充】特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教員等に対する専門的な研修の実施や特別支援学校教諭免許状取得に資する取組を実施する。

- 指導者養成講習会・自立教科等担当教員講習会の実施 27箇所→52箇所

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

○【新規】発達障害の可能性のある児童生徒に対する放課後等福祉連携支援事業

小・中・高等学校に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する学齢期等における支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法についての調査研究を行う。 24箇所

○【新規】発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業

教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関と連携しつつ研究を行う。 12箇所

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期支援研究事業

45箇所・発達障害支援アドバイザー 約80人配置

○発達障害の可能性のある児童生徒等の系統性のある支援研究事業

15箇所・学校間連携コーディネーター 約45人配置

○発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 6大学

【新規】入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

長期にわたり又は断続的に入院する児童生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。 12箇所

学習上の支援機器等教材活用促進事業

障害のある児童生徒の学習上の困難軽減のため、障害の状況等に応じて使いやすい支援機器等教材の開発を支援する。また、教科書デジタルデータを活用した音声教材等の効率的な製作方法の調査研究等を行う。

- ・学習上の支援機器等教材研究開発支援事業…………… 9箇所
- ・教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業

発達障害を含め障害のある生徒の将来の自立と社会参加に向けた適切な指導を行うため、企業と連携した教員の研修、就労先開拓・職場定着支援のためのコーディネーターの配置など、キャリア教育・就労支援等の充実を図る。また、高等学校における「特別の教育課程」編成に関する研究とともに教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす教育課程の編成に関する研究を実施する。

- ・キャリア教育・就労支援等の充実事業事業
35地域・就職支援コーディネーター 約35人
- ・個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業
25地域・自立活動等担当教員 約25人